

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対する水道料金等のお支払期限の再延長について

盛岡市上下水道局は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、水道料金、下水道使用料、公設浄化槽使用料及び農業集落排水施設使用料のお支払いを期限までに行うことが困難となっているお客さまのお支払期限を再延長いたします。

記

1 お支払期限延長の取扱対象

(1) 期間及び対象料金等

お支払期限が令和2年2月末日以降から令和2年9月末日までの期日となる水道料金、下水道使用料、公設浄化槽使用料及び農業集落排水施設使用料（以下「水道料金等」という。）について、令和2年10月末日までお支払期限を延長します。

(2) 対象者（確認要件あり）

ア 現在の支払猶予措置を受けている方。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収入の減少により、水道料金等の支払いが困難な方で、各種支援制度を受けている方。

(3) 収入減少の確認要件

ア 個人の場合の例

住居確保給付金、緊急小口資金貸付、総合支援資金貸付、国民年金保険料の特例免除、盛岡市ひとり親世帯等特別給付金の給付、介護保険料の減免制度、保育料の減免制度、納税又は国民健康保険税の猶予制度、勤労者の生活資金への支援 等

イ 事業主の場合の例

雇用調整助成金、持続化給付金、家賃補助事業、観光関連事業者への支援金の給付、もりおか事業継続支援金の給付、納税の猶予制度、県制度融資への保証料・利子補給 等

2 お客さまからの受付方法

下記のお問い合わせ窓口にて、令和2年7月1日（水）から受付します。延長要件の確認のため給付決定通知書等の書類をご持参していただきますようお願いいたします。

3 お問い合わせ先

水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料について
盛岡市上下水道局お客さまセンター 電話 019-623-1411
(盛岡市愛宕町6番8号 下小路中学校向い)

公設浄化槽使用料について
盛岡市上下水道局玉山事務所 電話 019-683-3841
(盛岡市洪民字泉田360)
営業時間：平日 午前8時30分～午後5時15分